

平成30年度山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金 Q&A

(平成30年4月1日)

【共通】

Q1 交付申請から交付決定までにかかる期間はどれくらいですか。

概ね3週間です。

Q2 交付要綱第3条第5項(2)の、「山形県の他の補助金」とは何ですか。

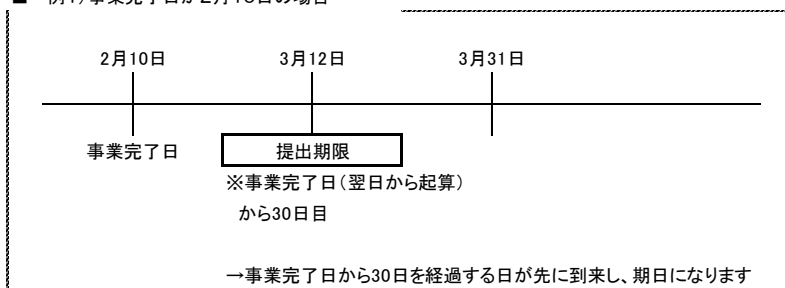
県建築住宅課で所管する「住宅リフォーム総合支援事業」(市町村が窓口)を想定しています。

なお、補助金の対象となる設備が異なれば、双方の補助金について対象となります。

Q3 事業完了後の書類の提出期限「電力受給開始日(太陽光発電設備及び蓄電池以外は、設置工事の完成の日)後30日を経過する日又は平成31年3月31日のいずれか早い日」は、どのように解釈したらよいですか。

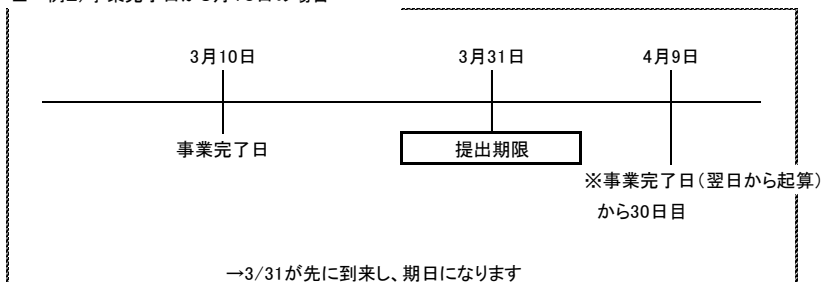
以下のような考え方になります。3月に事業完了する場合のみ、事業完了日(太陽光発電設備及び蓄電池設備の場合は電力受給開始日、それ以外は工事完了日)に関わらず、提出期限が3月31日になる可能性があります。

■ 例1) 事業完了日が2月10日の場合



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

■ 例2) 事業完了日が3月10日の場合



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14

Q4 交付要綱第3条第1項第3号に「設置工事について、県内施工業者が行うもの」とありますが、県外の業者と契約を交わす場合は対象になりますか。

実際の施工を県内施工業者が行うものが対象になります。契約を交わした県外の業者が実際の設置工事を県内施工業者に下請けするなどの場合は、補助の対象になります。

Q5 自己所有でない建物等に設備を設置する場合、設置の承諾書は必要ですか。

様式に所有者からの承諾を得ていることを確認する欄がありますので、そちらで持主の承諾を得ていることを確認します。

補助対象設備を設置する建物等について、補助金を申請される方が所有しておらず、所有者と賃貸借契約を締結している場合は、承諾書や賃貸借契約書の写し、使用確認書を提出が必要になります。

【太陽光発電設備・蓄電池設備】

Q1 手続の流れはどのように行いますか。

平成30年度は平成29年度までの電力受給開始前の手続を簡略化します。事業実施申込は、電力受給開始前までに所定の様式を用いて、受付窓口業者が設けているメールアドレスあて電子メールにより行ってください。必要事項を確認できたときは、申込を確認した旨のメールを返信します。申込後1週間以内に受領確認のメールが届かない場合は受付窓口にご連絡願います。また、平成29年度まで行っていた受理決定の通知はなくなります。

交付申請書(兼実績報告書)は、電力受給開始後に必要な書類を添付して、所定の期日までに書面にて提出してください。

Q2 受領確認のメールが届けば、補助金が交付されると考えていいのですか。

「事業実施申込書」は、補助事業の希望状況を把握するためのものであり、受領確認をもって、補助金の交付をお約束するものではありません。

補助金については、電力会社との電力受給契約を締結したあとに、「補助金交付申請書(兼実績報告書)」を提出していただき、審査を経て、確定されます。

なお、受付期間中であっても、予算の関係で受付を停止する場合も想定されますが、この場合は、事前にお知らせをさせていただきますし、いただいた「事業実施申込書」に対しても、その旨を通知させていただきます。

また、新築、既築への設置の違いや蓄電池の補助対象経費の範囲をはじめ、補助の可能性への疑義や想定される補助金の額に不明な点があれば、窓口にお尋ねください。

この度は、事業実施申込書を簡易な様式に変更するとともに、その際の添付書類を全てなくすことで手続の簡素化を図ったものであり、ご理解願います。

Q3 事業実施申込書に記載した発電量に基づいて補助金の額が交付されますか。

実際の補助金額は設備を設置した後の、電力会社との電力受給契約確認書における受給最大電力の量に基づき算定します。

Q4 補助金額はどのようにして算出しますか。

平成30年度は太陽光発電設備の補助金額の計算方法が変わります。算定においては、電力会社との電力受給契約確認書における受給最大電力量(kW単位の小数点以下第1位未満を切捨て)に25,000円を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は10万円(既築設置にあつては、20万円)のいずれか低い額とします。

Q5 既築のカーポートの屋根に太陽電池モジュールを設置しますが、この場合の上限額は既築なので20万円ですか。

カーポートは、交付要綱第2条(6)ホの「住宅又は事務所の建物以外の工作物」に該当するため新築、既築を問わず、「新築設置」とみなすこととなります。したがって、上限額は10万円です。

Q6 (Q5の場合)太陽電池モジュールをカーポートの屋根に設置し、パワーコンディショナを既築の住宅に設置する場合は、上限額は既築の20万円にならないのですか。

新築、既築の別は、太陽電池モジュールの設置場所で判断することとなります。この場合は、「新築設置」とみなされる「住宅又は事務所の建物以外の工作物」に設置するため、上限額は10万円となります。

Q7 太陽光発電設備の工事を開始してしまいましたが、補助金の申込みはできますか。

平成 29 年4月1日以降に着工し、平成 31 年3月 31 日までに事業完了(電力会社との電力受給開始)するものであれば、着工後であっても申込みは可能です。

ただし、事業完了の日以降に申込みすることはできません。

Q8 昨年度、補助金を活用し出力5kW の太陽光発電設備を設置しました。今年度、さらに4kW 分を増設したいと考えていますが補助対象になりますか。

太陽電池モジュール、パワーコンディショナの両方を増設し、かつ、それぞれの既存設備と合算した出力のいずれか低い方が10kW 未満であれば、増設分も補助対象になります。

Q9 太陽光発電設備の増設について補助金の申込みを行う場合、対象となる発電量はどのようになりますか。

増設の前後の受給最大電力量の差分が補助対象となります。電力会社との電力受給契約確認書の写し(増設を行う前と行った後の両方)を交付申請書に添付して下さい。(増設前の書類を紛失した場合は、電力会社から増設前の余剰電力受給確認書の写しが入手可能です。)

Q10 現在設置している太陽光発電設備を撤去し、再度新しく設置する場合、補助対象となりますか。

太陽光発電設備に限らず、当補助制度において補助対象になるのは、新設か増設です。更新は補助対象となりません。

Q11 既築住宅と、カーポート(=新築扱い)の両方に太陽電池モジュールを新たに設置し、電力会社と1契約にて受給する場合、事業実施申込書は新築と既築のどちらで提出することとなりますか。

交付要綱第5条第2項では、事業実施申込書の提出は1回に限るとしているため、既築と新築の2回に分けて申請することができません。上記の場合は、出力の大きいほうの区分で申請することになります。既築住宅に設置する太陽電池モジュールの方の出力が多き場合は全体を「既築」とみなし、補助上限額は20万円となります。

Q12 蓄電池設備の設置については、どのようなものが補助対象経費になりますか。

交付要綱の別表では、蓄電池設備の補助対象経費について、「蓄電池、電力変換装置その他の付属機器(蓄電システム制御装置、計測・表示装置及びキュービクル)に係る経費」としており、蓄電池に係る機器に対する経費が対象になります。工事費や、各種ケーブル類、分電盤にかかる経費などは補助対象外となります。このほか、経費について不明な点は、受付窓口を確認して申請してください。

【木質バイオマス燃焼機器】

Q1 新築の家に薪ストーブを取り付ける予定です。住宅建設工事は着工してしまいましたが、補助金の交付申請はできますか。

住宅建設工事の着工については県への交付申請前であっても差し支えありませんが、薪ストーブなど補助金の対象となる設備に関する工事(煙突など付属の機器の取り付け工事も含みます)の着工は、交付決定後でなければなりません。

Q2 現在、ペレットストーブを設置していますが、薪ストーブに更新する予定です。補助対象となりますか。

ペレットストーブと薪ストーブは同一の補助対象設備(木質バイオマス燃焼機器)とみなします。したがって、この場合は「更新」にあたり、補助の対象とはなりません。

Q3 設置業者との契約金額が20万円を超えれば補助要件を満たしますか。

補助対象経費は機器の設置に直接必要な経費であり、例えば設備の保険料や各種個別サービス、同時購入した燃料、補助手続代行料など、一部の経費は対象になりません。

補助対象経費が20万円を超えるものとして申請しようとしたものの、内容を審査した結果、20万円以下になってしまう場合も想定されますので、経費についてはあらかじめよく確認して申請してください。

なお、木質バイオマス燃焼機器は補助対象経費が「20万円を超えるもの」が対象であり、20万円ちょうどのものは対象になりません。

また、交付決定があっても、施工後の補助対象経費の実績額が20万円を超えなくなった場合は補助金の交付ができませんので、注意してください。

【地中熱利用装置】

Q1 地中熱と空気熱を両方利用する空調装置については、補助対象経費をどのように整理したらよいですか。

地中熱と空気熱を両方利用する空調装置を設置する場合、ヒートポンプ等、空気熱固有の設備についての経費は対象外となります。不凍液等を循環させるための配管等、地中熱、空気熱の両方で用いる設備については、全て補助対象とします。

Q2 地中熱利用融雪装置の設置について、施工箇所の舗装費用は補助対象になりますか。

配管を埋設するための路盤整備及び保護コンクリートの打設は補助対象とします。それ以外の施工は現状復帰を基本とし、舗装にあたる施工を新たに行うものは対象外とします。

現状が砂利敷きを含め、土間である場合、埋設した配管の上に設置するブロック、タイル等の設置は舗装にあたり、補助対象外となります。現状がタイル、ブロックである箇所に施工する場合、その現状に復帰する経費は補助対象とします。

以上